

京都府後期高齢者医療広域連合

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度とは

京都府後期高齢者医療広域連合では、被保険者のプライバシーを守るために、個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、自己の情報について開示を請求したり、誤っている場合に訂正などを請求したりすることのできる制度を定めています。

2 個人情報とは

氏名、住所、職業、学歴、所得、健康状態、思想、信条など個人に関する情報で、特定の個人が分かる情報すべてをいいます。

また、それだけでは誰のものかわからない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより個人が特定される情報も個人情報に含まれます。

3 個人情報の適正な取扱い

(1) 個人情報の収集の制限

個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、目的達成のために必要な範囲内で、原則として本人から収集します。

また、思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集しません。

(2) 個人情報の利用及び提供の制限

個人情報の利用及び提供は、原則として、収集した目的の範囲内で行います。

また、オンラインによって個人情報を提供するときは、個人の権利や利益を不当に侵害することがないように努めています。

(3) 個人情報の適正管理

個人情報は正確に保ち、漏えい、滅失、き損などの防止のために必要な措置を講じます。なお、管理する必要がなくなった個人情報は、速やかに消去します。

4 個人情報の開示請求

広域連合が保有している自己の個人情報の開示を請求することができます。

(1) 開示請求ができる方

どなたでも、自己に関する個人情報の開示請求が可能です。

本人が未成年者、成年被後見人の場合は、法定代理人が請求することもできます。

(2) 開示請求手続に必要な書類

ア 「個人情報開示請求書」

イ 請求者が本人である場合（次のいずれか）

健康保険の被保険者証	運転免許証	旅券	外国人登録証明書
住民基本台帳カード	その他本人であることを証明できる書類		

ウ 請求者が本人の法定代理人である場合（法定代理人に係るイに掲げるものに加えて、次のいずれかで法定代理人の資格を証明する書類）

本人の戸籍謄本又は抄本	成年後見に関する登記事項証明書
その他法定代理人の資格を証明する書類	

(3) 第三者への意見照会・通知

第三者の個人情報が含まれている場合は、当該第三者に対し、開示することについての意見照会を行います（当該第三者が開示に対して反対の意見を表示したときは、開示できない場合があります。）

また、第三者が開示について反対している場合で、当該開示を行う場合は、当該第三者に対し、開示することを通知します。

(4) 開示の決定

原則として、請求を受け付けた日から15日以内（請求書に不備等があり、補正に要した期間を除く。）に、個人情報を開示できるかどうかを決定します。

開示請求に係る文書が大量にあるなどの事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、決定の期間を延長することがあります。



< 保険医療機関に対する事前確認 >

診療報酬明細書等の開示にあたっては、本人の診療上支障が生じないことを当該保険医療機関等に事前に確認します。したがって、請求書を受理した日から開示決定までの所要日数に、1か月程度かかることがあります。

なお、開示について支障があると判断された診療報酬明細書は、開示できませんので、ご了承ください。

(5) 開示の場所及び費用

ア 開示の場所

開示は、広域連合の事務所で行います。

ただし、入院や病気などやむを得ない事情により、事務所にお越しいただくことが困難なときは、写し等の郵送によることも可能です（別途郵送料がかかります。）

イ 開示に係る費用（写し等の交付のとき）

写し等を交付するときには以下の費用がかかります。

また、写しの郵送による場合には、郵送料（本人限定受取）が必要となります。

写し等の作成の方法	費用	写し等の作成の方法	費用
白黒コピー	1枚10円 (両面の場合は20円)	ビデオテープ (VHS120分~180分)	1巻350円
カラーコピー	1枚100円 (両面の場合は200円)	フロッピーディスク(2HD)	1枚100円
カセットテープ (60分~120分)	1巻200円	その他	実費

5 個人情報の訂正請求・利用停止請求など

その他、公文書に記録されている自己の個人情報が、事実と反して誤りがあるときの個人情報訂正請求や、個人情報保護条例に違反して取り扱われているときの個人情報利用停止請求などができます。

6 決定に不服のあるときは

不開示等の決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、不服申立てをすることができます。

不服申立てがあった場合、学識経験者で構成する情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴き、その意見を尊重し、不服申立てに対する決定を行います。

7 罰則

職員（職員であった者を含む。）又は受託業務従事者（受託業務従事者であった者を含む。）が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報の提供をしたときなどには、罰則が科せられます。

8 その他（診療報酬明細書等の開示請求をされる方へ）

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために一定の基準に従って記載されたものであり、保険診療以外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 広域連合では、診療内容に関するお問い合わせについてお答えできませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

京都府後期高齢者医療広域連合 総務課

〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸5階

電話 075-344-1202 FAX 075-344-1251